

第8章

社会福祉制度改革

国家介入なき福祉戦略

大泉 啓一郎

はじめに

近年、タイは福祉国家形成に向けた動きを活発化させているように見える。これは1997年憲法において「人間の尊厳」が強調されるなかで、社会的弱者の権利とそれに対する政府の保護義務が明記されたことに起因する。そのほかにも、経済発展にともなう社会構造の変化への対応がせまられたこと、ソーシャル・セーフティネット整備に対する国際社会からの働きかけが強まったことなどがある（末廣 [2006: 113]）。さらにタクシン政権が、国家競争力の強化を図る一方で、農村開発や貧困救済などの社会政策を重視したことは、この動きを加速させた。しかし、先進国に比べて、財源や人材が不足し、諸制度が未整備という制約要因が強いタイにおいて、福祉国家を形成するのは容易ではない。

タクシン政権は、福祉国家形成の流れをどのように引き継ぎ、具体化したのだろうか、これが本章の問題意識である。本章では「高齢社会政策」¹⁾をその研究対象とした。その理由は、第1に、タイでは1970年代以降出生率が急速に低下したため、今後きわめて早いスピードで高齢社会に移行すること、第2に、タクシン政権が高齢社会政策を重視したため、福祉制度改革をどのように捉えていたのかがもっとも反映された分野であること、

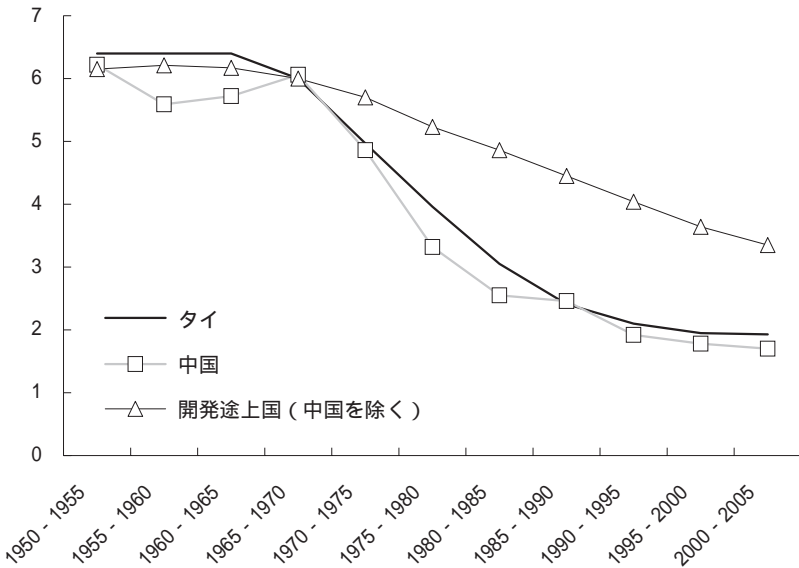
第3に、タクシン政権の批判のひとつである「バラマキ財政」を財政負担が多い年金制度改革から考察することは有意義と考えたことである。

本章の構成は以下の通りである。まず、第1節では人口動態を確認する。そこでは、タイでは出生率が全国レベルで低下しており、その結果、今後特に地方、農村部で高齢化が急速に進展する可能性が高いことを指摘する。第2節では、高齢社会政策の担い手の変化に着目する。1997年憲法以降、高齢社会政策は国家政策と位置付けられたものの、タクシン政権下では、政府の役割は国家高齢者対策委員会を通じた政策の立案・決定や監督・監視にとどめ、実施面では家族や地域社会の自助に依存するという従来の構造が継承されたことを指摘する。第3節は、高齢者の生活を保障する年金制度改革に目を転じる。1997年憲法以降、公的年金制度である老齢年金基金の拡充が進められてきたが、タクシン政権になって、年金制度改革は現行の制度の統合と、対象外にある国民への自助的な基金の設立とに分けて議論されるようになったことを示す。第4節では、それまでの考察をまとめ、タクシン政権の高齢社会政策は、実施面で政府の役割が小さく、また年金の所得再分配機能が弱い「国家介入なき福祉戦略」という特徴をもつと結論する。

第1節 人口動態の特徴

少子化、高齢化はもはや先進国特有の問題ではない。近年、世界的レベルで出生率が低下にあり、開発途上国も例外ではない。開発途上国全体の合計特殊出生率（女性が生涯に出産する子供の数、以下出生率とする）は、1970～75年の5.4から2000～2005年は2.9に低下した。なかでもタイの出生率の低下は著しく、同期間に5.0から1.9に低下した。図1はタイの出生率の推移をみたものであるが、開発途上国（中国を除く）に比較してその低下速度が早いこと、それが強制的な産児制限（いわゆる「一人っ子政策」）を実施した中国のスピードと変わらないことがわかる。

図1 合計特殊出生率の推移



（出所）国連人口推計より作成。

一般的に、開発途上国の人口動態は、経済発展にともない「多産多死」（高出生率・高死亡率）から「少産少死」（低出生率・低死亡率）へ移行し、人口増加率は高水準で不安定なものから低水準で安定したものへと移り変わると考えられてきた（人口転換と呼ばれる）。タイは、この人口転換をおよそ30年間で実現し、低所得のうち人口問題を解決した「優等生」ということができる。

現在もなお出生率は低下し続け、人口の安定的な推移に必要とされる出生率（人口置き換え水準と呼ばれる）である2.1をすでに下回っている。2005年の出生率は1.8と、少子化とみなせる段階に入ってきた。現在の水準の出生率が続けば、タイは2040年頃に7500万人をピークに人口減少社会に移行すると見込まれる。

開発途上国の出生率の低下については、都市部では所得水準の上昇にともなって出生率の低下が加速する一方、地方・農村部では所得水準の上昇が鈍

いため出生率の低下は緩慢であると考えられてきた。しかし、タイの特徴は、都市部と地方・農村部の区別なく、全国レベルで出生率がいっせいに低下していることにある。

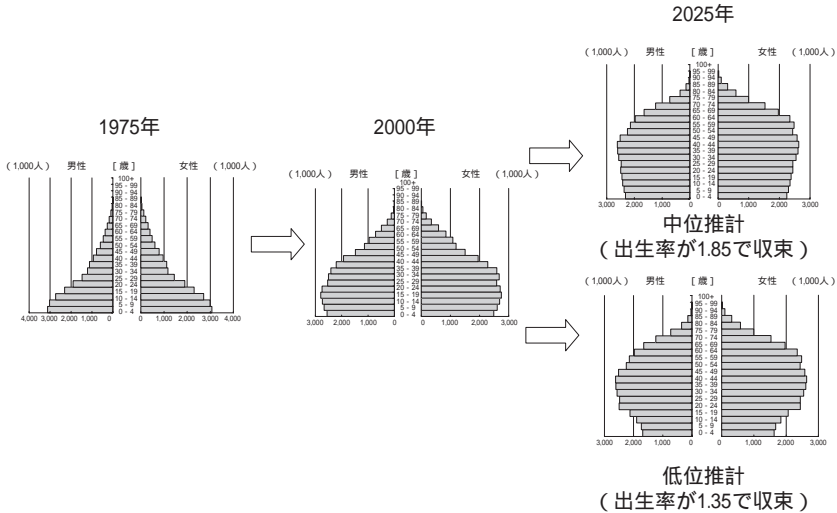
もちろん首都バンコクにおける出生率ももっとも低く、1980年の2.7から90年に1.8、2000年には1.5へ低下した。しかし、中部タイ（バンコクを除く）の出生率も、同期間に3.2から2.2、1.7に、北タイでも3.1から2.1、1.8へ低下しており、その傾向はバンコクとほとんど変わらない。子供が多いことで知られていた東北タイにおいても同期間に3.7から2.7、2.1へ、南タイも3.5から2.7、2.2へ低下している。県別にみると、人口置き換え水準を下回った県は1990年の75県中15県（バンコクを除く）から2000年には59県へ増加した。出生率ももっとも高かったナラーティワート県（南タイ）でさえ2.5でしかない（National Statistical Office [2002]）。

このような出生率の急速な低下には、さまざまな要因が作用している。たとえば、子供をもつ効用と不効用によって出生力を説明したライベンシュタイン・モデルに沿って考えれば、(1)生産手段、(2)老後の生活保障としての子供をもつ効用が低下し、他方、(3)養育費、(4)育児による機会費用の増加などの不効用が高まったと考えられる。そのほかに第3次国家経済社会開発計画（1971～76年）、第4次同開発計画（1976～81年）は人口抑制を国家政策に位置付け、家族計画を積極的に推し進めてきたことも影響していよう。

しかし1990年代以降の低下には、女性の教育水準の上昇や社会進出にともなうライフスタイルの変化が晩婚化、未婚化を進めるという、先進国と変わらない要因が働いている可能性が高い。女性の初婚平均年齢は1960年の21.6歳から2000年には24.0歳に上昇した。また、地方・農村部における出生率低下には、近年急速に拡大する学歴社会が影響を及ぼしていると考えられる。所得水準の低い地方・農村部では、子供に十分な教育を受けさせるには、その数を制限する以外に方法はない。これらはグローバル時代における開発途上国の出生率低下の新しい要因といえる。

このように出生率が低下する一方で、平均寿命は大幅に伸長した。1950～

図2 タイの人口ピラミッドの変化



(出所) 国連人口推計より作成。

55年の平均寿命は52歳であったが、2000～2005年には69歳へ上昇した。さらに2020～25年には76歳に達すると見込まれている。平均寿命の伸長は、子供の死亡率が大きく低下したことが主な原因であるが、医療・衛生環境や栄養状況の改善により成人全体の平均余命が伸びた点も軽視できない。2004年の死因は、エイズを除けば、第1位が悪性新生物、第2位が不慮の事故、第3位が心臓疾患と、先進国のそれとほとんど変わらない (Suwit ed. [2005: 95])。

このような出生率の低下と平均寿命の伸長により、タイの人口ピラミッドは若年層を中心とした「富士山型」から中年層が多い「釣鐘型」へすでに変化しており、今後は、高齢者層が厚い「つぼ型」に移行すると予想される (図2)。

国連の人口推計 (中位推計) によれば、タイの高齢化率 (65歳以上の人口の割合) は2005年の7.1%から2025年に13.3%、2050年には21.4%へ上昇する。日本は、高齢化率が7%以上の「高齢化社会」から14%以上の「高齢社会」に至るまで24年しか要しなかったため、世界でももっとも早いスピードで高齢

表1 地域別高齢化率の推移 (単位: %, パーツ, ドル)

	2005	2010	2015	2020	2025	1人あたりGDP
国連	7.1	8.0	9.3	11.2	13.3	114,233
NESDB	7.0	7.8	9.0	11.0	13.7	(3,006)
マヒドン	7.0	8.1	9.2	11.3	13.5	
バンコク	5.7	6.4	7.1	9.2	12.0	316,040 (8,317)
中部	7.3	8.0	8.7	9.9	11.8	207,192 (5,452)
北部	8.3	9.5	10.8	14.5	15.9	54,447 (1,433)
東北部	6.4	7.6	9.4	12.0	14.8	34,983 (921)
南部	7.1	9.1	9.0	10.0	12.2	84,136 (2214)

(出所) 国連人口推計, NESDB [2003], Mahidon University [2006]。

(注) 1人あたりGDPは2004年時点。()はドル, 1ドル38パーツで換算

化が進んだ国として捉えられることが多かった⁽²⁾。しかし、タイは日本よりも早い22年で「高齢化社会」から「高齢社会」に移行する⁽³⁾。そして、出生率の低下が全国レベルで起こっているため、高齢化問題も全国レベルで生じることになる。

タイでも、NESDB(国家経済社会開発委員会事務所)やマヒドン大学がそれぞれ独自に人口推計をおこなっているが、高齢化率の推移は国連人口推計とほとんど変わらない(表1)(NESDB[2003], Mahidon University[2006])。これらの地方別の人口推計によれば、現時点で高齢化率をもっとも高いのはバンコクではなく、北部である。2005年の時点で北部の高齢化率は8.3%の水準にあり、2025年には15.9%へ上昇する。他方、バンコクの出生率は低水準にあるものの、地方からの若年人口の流入があるため高齢化率は5.7%ともっとも低い。つまり、タイの高齢化問題は所得水準の低い地方・農村部で起こっており、これが将来さらに先鋭化する恐れがある。

第2節 高齢社会政策の変遷

1. 1997年憲法までの高齢社会政策

それでは、これまでタイ政府は高齢社会政策にいかに取り組んできただろうか。

当然のことながら、先進国、開発途上国を問わず、いずれの国においても高齢者を対象とした施策がある。とくにタイでは、年長者に対する尊敬の念は強く、高齢者を敬うことを美德とする文化があり、貧困状況にある高齢者や身寄りのない高齢者の救済活動などに早い時期から取り組んできた。表2は、これまでのタイの高齢者対策をみたものである。

1979年に地域レベルで高齢者向けサービスセンターが設置され、1982年には内務省公共福祉局を中心とする「国家高齢者委員会」が組織された。同委員会は、(1)衛生・健康と栄養の改善、(2)社会福祉の整備、(3)職・所得面の安定性確保、(4)文化、教育、精神面のケア、(5)調査の実施、を柱とする「第1次国家高齢者計画(1982~2001年)」を作成した。しかし、これらは高齢者個人の日々の生活を支援する、いわば「高齢者政策」であった。この高齢者政策は基本的には内務省公共福祉局が対応し、医療面では保健省が担当することになったが、実際の担い手は家族であり、地域社会の相互扶助に多くを期待するものであった。

タイでは福祉政策の中心的存在となる社会保障制度は長らく公務員・軍人向けのものしかなかった。たしかに1954年に民間部門を対象とした「社会保障法」が制定されたが、実施にはいたらなかった(Social Security Office [2005: 1])。社会保障制度整備の必要性が認識されたのは、高成長が社会構造を大きく変化させた1980年代以降のことであった。たとえば、経済発展のなかで、多くの人々が農村から都市へ出稼ぎ者として移動し、都市人口比率は1980年の26.5%から2000年には31.1%に上昇した。このような社会構造の変化を背

表2 タイの高齢社会政策の変遷

年	活動
1951	公務員年金・一時金法制定
1953	身寄りのない、もしくは生活が困難な高齢者を対象とした住居建設
1954	民間部門を対象とした「社会保障法」制定（ただし実施されず）
1957	地方公務員年金・一時金法制定
1979	地域に高齢者サービスセンター設置
1982	国家高齢者委員会が発足 第1次国家高齢者計画（1982 - 2001）がスタート 1982年を高齢者健康年とすると告示 各県で高齢者団体の設置を奨励
1984	各県に最低1カ所の高齢者団体を設置するよう要請
1985	チュラロンコン大学、高齢者に対する経済社会面の影響に関する研究
1987	「プロビデント・ファンド」法制定
1989	「社会保障法」制定（老齢年金規定を含む）
1992	閣議、高齢者のための中期政策・施策（1992 - 2011）に合意
1993	高齢者向け鉄道運賃の引下げ 労働社会福祉省設置 コミュニティ内の高齢者・家族福祉支援基金プロジェクト コミュニティ病院内に高齢者クリニックを設置 コミュニティ内に高齢者サービスセンターのパイロットプロジェクト（コミュニティによる）
1994	タイ国の高齢者人口調査報告書作成
1996	公務員年金基金設立
1997	1997年タイ王国憲法公布
1998	保健省が高齢者に関する法律草案作成 コミュニティによる寺院内に高齢者サービスセンター設置計画 社会保障基金に老齢年金基金を追加 首相府傘下に国家高齢者振興・連絡調整委員会を発足
1999	タイ高齢者宣言布告（9項目）
2001	全国的な調査を実施 高齢者生活支援の資金活動を地方政府の機関に委譲 「退職ミュージャナルファンド」を導入
2002	閣議、第2次国家高齢者計画（2002 - 2021）承認 社会開発・人間安全保障省設立 老齢年金基金の適用を1人以上の被雇用者を有する事業所に拡大 スペイン・マドリッドで第2回高齢者世界会議開催 自宅高齢者介護のボランティアの研修のパイロットプロジェクト始まる 「高齢者法」制定
2004	NESDB 制度外の年金制度として共同体 職業別基金の構想を明らかにする
2005	社会開発・人間安全保障、「家族制度開発計画」を発表 財務省財政経済事務所、公的部門と民間企業の年金制度を統合する「国民年金基金構想」を示し、制度外には共同体貯蓄投資基金の設立で対応

タックシン政権

（出所）社会開発・人間安全保障省資料ほかから筆者作成。

景にようやく1990年に現行の「社会保障法」が制定された(浅見 2004: 200-201)。

この「社会保障法」は、20人以上を雇用する事業所に疾病、障害、出産、死亡にかんする手当て給付を目的とする積み立てを義務付けるもので、これにより労働社会福祉省(現在の労働省)の社会保障事務所(Social Security Office: SSO)の管理下に社会保障基金が設置された。1993年には、その積立義務の対象を10人以上の事業所に拡大し、1994年には個人の任意加入を認めた。しかしその対象は1994年末時点で約500万人程度と、労働人口の15%にすぎなかった。また、「社会保障法」は老齢年金についても規定していたが、その導入は見送られた⁽⁴⁾。「社会保障法」制定後も、家族、地域社会が高齢者個人に対応する「高齢者政策」に変化はなかった。

2. 1997年憲法からタックシン政権までの高齢社会政策

このような高齢者対策が、社会全体が関与する高齢社会政策へ大きく舵を切るきっかけとなったのは1997年憲法の制定であった。同憲法は、1991年の軍事クーデタ、1992年の「5月流血事件」を契機としたものであり、その制定の過程では、政治的民主化の制度化とともに、人権について「人間の尊厳」をキーワードとした議論が繰り広げられた。その結果、同憲法4条では「人間の尊厳、個人の権利と自由は、当然のものとして保護される」と規定され、「国民の権利と自由」(26条~65条)が大幅に書き加えられた(末廣[2003: 167-168])。特に注目すべきは、児童、障害者、高齢者などの社会的弱者の「生存権」、「社会権」が盛り込まれた点である。

1997年憲法は、高齢者について54条で「60歳以上で生活に十分な収入のない者は、法律の規定に従って政府の支援を受ける権利を有する」と明記し、80条で「政府は、高齢者、貧困者、障害者、その他の社会的弱者に対し、生活の質を維持し、自立を促す支援を講じなければならない」と、政府に施策立案と実施を義務付けた。注意しておきたいのは、1997年憲法では、タイの高齢者は満60歳以上と国際基準の65歳よりも5歳若く定義されていること、

そして政府による保護の対象は、生活に十分な収入のない低所得の高齢者に限定されていることである。

この憲法規定により高齢化問題は国家が率先して取り組む高齢社会政策となった。1998年から保健省が主体となって高齢社会政策の基本法となる「高齢者法案」が作成され、高齢社会政策を立案する国家高齢者振興・連絡調整委員会 (Khanakammakan Songsoem lae Prasangan Phu Sung-ayu haeng Chat) が首相府に設置された。1999年に政府は高齢社会政策の大筋を示す「タイ高齢者宣言」(Patinya Phu Sung-ayu Thai) を公布し、高齢者に対する(1)尊厳と保護、(2)家族との協力、(3)教育・情報へのアクセス、(4)知識・経験を通じた社会貢献、(5)衛生面での自助努力と保険制度の構築、(6)社会・地域社会事業への参加、(7)政府の高齢者向け支援努力、(8)高齢者保護にかんする法整備、(9)高齢社会に対する国民への啓蒙、の9項目を目標に掲げた。

3. タックシン政権下での高齢社会政策

(1) 取組み体制の制度化

高齢社会政策が国家政策となるなかで、2001年2月にタックシン政権が発足した。タックシン政権は、競争力強化策を通じて経済発展を促す一方で、農村開発や貧困救済などの社会政策を重視する「デュアル・トラック政策」を政策の軸とした。とくに2001年の下院選挙時に公約として掲げた「30パーツ医療サービス制度」の導入はその典型といえる。これは、既存の健康保険制度の対象外にある者に対して、初診時に30パーツ(約100円)の支払いを条件に1人年間に1500パーツ程度の医療サービスが受けられるようにした制度であった。この制度の導入(2002年)により、タイは事実上の国民皆医療保険制度を実現した⁽⁵⁾。高齢社会政策もこのデュアル・トラック政策を背景に具体化していくことになった。

2001年に高齢社会政策の基本方針としてチュラーロンコーン大学のスティチャイ教授が中心となり「第2次国家高齢者計画(2002~2021年)」をまとめ、こ

表3 第2次国家高齢者計画の内容

	施策	具体策	数値目標
(1)豊かな高齢化社会への準備	3	11	10
(2)高齢者向け福祉の促進	6	16	10
(3)高齢者向け社会保障制度	4	12	25
(4)国家レベルでの管理制度と人材開発	2	5	5
(5)開発戦略・政策のための調査と計画 のモニタリングと評価	4	-	6
合計	19	44	56

(出所)第2次国家高齢者計画。

これは2002年に閣議で採択された。同計画は「高齢者の保障は社会の保障を意味する」と高齢化を社会問題として位置づけ、(1)豊かな高齢化社会への準備、(2)高齢者向け福祉の促進、(3)高齢者向け社会保障制度、(4)国家レベルでの管理制度と人材開発、(5)開発戦略・政策のための調査と計画のモニタリングと評価、という5つの柱から19の施策、44の具体策、そして56の数値目標を提示した(表3)。

2002年10月に実施された省庁再編⁽⁶⁾のなかで、高齢者を含む社会的弱者の保護を担当とする省として「社会開発・人間安全保障省」が新設された⁽⁷⁾。これにより高齢者法案作成の担当省は、保健省から社会開発・人間安全保障省へ移った。こうした経緯を経て、2003年12月に「2003年高齢者法」(Phraratchabanyat Phu Sung-ayu Pho. So.2546)⁽⁸⁾が制定され、高齢社会政策の立案・実施体制が明らかになった。

高齢社会政策の最高意思決定機関として、首相を委員長とする「国家高齢者対策委員会」(Khanakammakan Phu Sung-ayu haeng Chat, 以下, Ko. So. Pho.)が設立されることになった(4条)。また、同委員会は関連省庁・機関の次官クラスを委員とすることで政策が包括的かつ連携の取れたものになるように設計された。さらに、実際の政策の立案と連携調整を担当する事務局として、社会開発・人間安全保障省傘下に「高齢者振興・権利保護事務所」(Samnak Songsoem lae Phithak Phu Sung-ayu)が設置された。

同法律制定後ただちにタックシン首相は、関連省庁に対する責任を明確にする首相府令を發布し、各省庁に関連省令の作成・公布を義務付けた⁽⁹⁾。

(2) 家族と地域社会に依存した実施体制

高齢社会政策の立案・決定についての国家体制は整備されたものの、具体的な担い手は従来と同じ家族と地域社会であり、その役割はさらに重視されることになった。このことは、第2次国家高齢者計画の次の3つのコンセプトからも明らかである。第1に、高齢者の生活支援の主たる担い手は家族であり、その支援を地域社会や地方自治体がおこなうとした。第2に、生活そのものの責任は基本的には個人にあるとし、中央政府の役割を老後の生活に対する準備過程での貯蓄促進や、また備えに十分でない者への「最後の支援者」と位置付けた。第3に、高齢者を単なる保護の対象ではなく、その経験や知識を社会の資産とみなし、社会への積極的な参加を促すべきだとした。つまり国家の役割は補助的なものにとどめた。

高齢社会政策の担当省である社会開発・人間安全保障省は、その名称が示すとおり社会的弱者の人権を、地域社会の開発を通じて解決することを基本方針としたものである⁽¹⁰⁾。また、「高齢者法」の9条には、国家高齢者対策委員会の政策決定の際には、家族の参加を中心とした政策に配慮すべしとの方針が明記されている。

地域社会強化策としては、2003年にNESDBが「住み良い村、住み良い地域社会(Chumchon)」という方向性を示し、他方、家族については、2004年に「家族制度開発政策」を発表した⁽¹¹⁾。これにもとづいて社会開発・人間安全保障省は「家族制度開発政策と戦略(2004~2013年)」を策定した⁽¹²⁾。これらは、先に述べたように、高齢者だけでなく子供、障害者を含めた社会的弱者に対して家族や地域社会が主なサービスの提供者となることを促すものである。これらは、日本の例に照らせば地域福祉計画に近い計画といえる⁽¹³⁾。この計画に沿って、社会開発・人間安全保障省は、ボランティアを中心にソーシャル・ワーカーの養成・派遣をおこなっている。

さらに2005年に制定された「国家行政サービス計画 2005～2008年」では、高齢社会政策の基本方針として、(1)家族・地域社会の強化、(2)高齢者との同居の奨励および高齢者の知識・経験の活用、(3)貯蓄の奨励と労働機会の拡充、(4)高齢者向け社会サービスへのアクセス機会の増加、の4点が掲げられた。そして、これらの活動を通じて、高齢者の経済社会活動への参加率を年率10%上昇させる、高齢者の傷病治療費を年率10%低下させるという数値目標が設定された（Office of Prime Minister [2005: 26]）。

このように高齢社会政策に対して家族や地域社会の役割が強調される一方で、高齢者を単に保護するのではなく、社会参加を通じて自立を促すという考え方が前面にできるようになった。2005年にNESDBが作成した「高齢社会に備えた戦略枠組」（Krop Yutthasat Kan Triam Khwam Phrom Sangkhom Thai su Sangkhom Phu Sung-ayu）と題する報告書では、2005～2029年を「高齢社会への準備期間」として捉え、高齢者を以下の3つの対象に区分して政策を講じるべきとした。まず、活力ある高齢者（active elderly）には社会参加を促す。自立可能なそのほかの高齢者については、地域社会の福祉サービスを通じてその自立を支援する。自立が困難な高齢者（disabled elderly）についてのみ中央政府もしくは地方自治体が保護措置を講じる（NESDB [2005]）。

タックシン退陣以降も、高齢社会政策は地域社会の強化策のひとつという位置付けは変わっていない。第10次経済社会開発計画（2006 - 2011年）において高齢社会政策は主課題のひとつとなる予定であったが、最終的には特別な記載は避けられ、高齢者の権利と生活保護や社会参加については第3章の「国家の安定基盤となる地域社会・社会の競争力形成戦略」のなかに含まれることにとどまった（NESDB [2006]）。

このように1997年憲法以降さまざまな高齢社会政策が議論されてきたものの、政府の役割は関連政策の立案、決定、監視に限定し、自立が困難な高齢者への対策は実施するものの、高齢者の日々の生活が家族・地域社会に依存する構造には立ち入らなかった。

第3節 年金制度改革

1. 1997年憲法までの年金制度改革

次に高齢者に対する社会保障制度として年金制度整備に目を転じたい。人は加齢とともに疾病率が高くなり、また収入機会も少なくなることから、高齢者の生活を維持するための何らかの社会システムが必要となる。そうした社会システムのなかで年金制度は主たる地位を占める。

しかし、タイでは年金制度は長い間、1951年の「公務員年金・一時金法」と1957年の「地方公務員年金・一時金法」を基本法とした公務員向け年金制度しか存在しなかった⁽¹⁴⁾。給付の条件は以下の通りである。

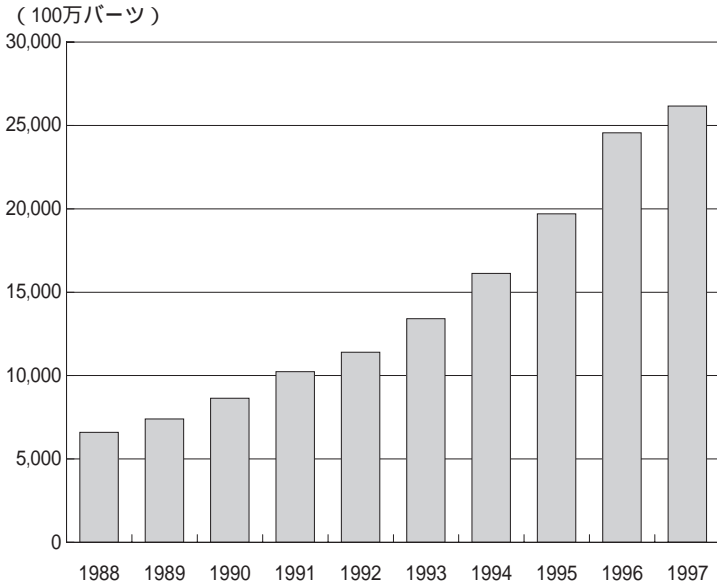
- (1) 最終月給与の2%に勤務年数をかけた年金 (Bamnet) を退職時に給付する。
- (2) 最終月給与に勤務年数をかけた一時金 (Bamnan) を退職時に給付する⁽¹⁵⁾。

そして、この制度は拠出義務がない、100%政府支出とする賦課方式であった。

このように手厚い年金制度は、民間部門はおろか、その他公務関連職員⁽¹⁶⁾や国営企業従業員にさえ拡充することはできなかった。政府は、公務関連職員の年金の原資を確保するために、1987年に「プロビデントファンド (共同積立)法」を制定した。これは被雇用者と雇用者がともに拠出積立てをおこなう制度で、その給付水準は資金運用に任される。政府は、公務員年金・一時金法の対象とならない公務関連職員については「公務関連職員プロビデントファンド」への加入を、国営企業については企業ごとにプロビデントファンドの設立を義務付けた。

政府が、公務関連職員や国営企業従業員にプロビデントファンドによる積立てを促した背景には、財政負担増を回避する意図があったと思われる。実

図3 公務員年金・一時金に対する政府支出



(出所) 本書第7章末廣論文。

際に、1990年代初頭には、すでに年金制度改革の課題のひとつは、手厚い公務員年金・一時金制度にもとづく政府支出の増加をどのように抑制するかにあった。公務員年金・一時金に対する政府支出は、1988年の66億パーツから1993年には134億パーツ、1997年には262億パーツに急速に増加した(図3)。

これに対し、政府は1996年には「公務員年金・一時金法改正(第16号)」を制定し、給付基準を従来の最終月給与から退職前60カ月平均給与へ引き下げた。また同時に「公務員年金基金」を制定し、翌1997年の3月27日以降に採用された公務員については、本人が給与の3%、雇用主である政府が3%を積み立てることを義務付けた⁽¹⁷⁾。

2. 1997年憲法以降の年金改革

他方、民間部門の年金制度は、1990年に「社会保障法」で規定されていたにもかかわらず見送られてきた。1997年憲法が高齢者の権利と保護を明記したことにより、ようやく民間部門にも政府主導の年金制度を整備する機運が高まった。

その具体策として、1998年12月31日から民間企業に社会保障基金制度のひとつとして老齢年金給付のための積み立てを義務付けた。これは「老齢年金基金」(Khongthun Charaphap)と呼ばれるもので、雇用者、被雇用者がそれぞれ受給者の月収の2%ずつを、政府が月収の1%を積み立てる制度である。月1650バーツ～1万5000バーツ(年1万8000バーツ)が徴収され、社会保障事務所がこれを管理する。

老齢年金基金の受給資格および給付は加入期間によって以下の3つに区分される。

- (1)年齢55歳以上で退職し、180カ月(15年)以上の加入期間を満たす場合には、退職前60カ月平均給与の15%を基本とし、180カ月を超える加入期間について12カ月(1年)につき1%ずつ上乗せた額を給付する。
- (2)加入期間が1年以上15年未満の場合については、雇用者、被雇用者双方の拠出分と利息を「一時金」として支給する。
- (3)加入期間が1年未満の場合については、本人の拠出分のみ支給する。

この制度は給付水準が確定されている点、政府が共同拠出している点、積立金に対して給付水準が高い点で、賦課方式にもとづく公的年金制度ということができる。

当初、政府はこの老齢年金基金を国民全体に拡大することを予定していた。具体的には2001年には5人以上の登録事業所に、2003年にはすべての登録事業所および自営業者に、そして、2006年には農業部門の従事者に、2007年には漁業および林業従事者へ拡大し、国民皆年金制度を完成させる計画であっ

た (Deloitte Touche Tohamatsu [2000])。

積立金に対し給付水準が高いとはいえ、この老齢年金基金は老後の生活を十分に保障するものではない。たとえば30年間積立てたとしても、受け取れるのは退職前60カ月の平均給与の30%にすぎない。同じ期間、勤務した公務員はその平均給与の60%を、それも拠出金なしに給付されるわけだから、官民の差は大きかった。

この不足分に対して政府は、民間企業にもプロビデントファンドを設立させることで賄おうとした。このプロビデントファンドは、被雇用者が給与の3%~15%の範囲で任意に積み立て、他方、雇用主には同額以上の積立てを義務付けるものである。民間企業のプロビデントファンドの対象は1999年末の103万人(4005社)から2003年末には141万人(5760社)へ増加した。加えて政府は、プロビデントファンドに加入できない者や、さらに老後の積立を希望する者向けの積立奨励の制度として2001年3月に「退職ミューチャルファンド」(投資信託, Retirement Mutual Fund: RMF)の商品化を認めた⁽¹⁸⁾。

3. タックシン政権下における年金制度改革

(1) 公的年金制度の拡充

年金制度の拡大の動きは、タックシン政権以降も受け継がれた。

当初、タックシン政権も老齢年金基金の拡大の流れを受け継ぎ、むしろ対象拡大を加速させ国民皆年金制度の早期実現を目指していたものと思われる。たとえば、その第一歩として、2002年4月から、登録されているすべての事業所に老齢年金基金への加入を義務付けた。これにより老齢年金基金の対象者は2001年末の586万人から2003年末には740万人に増加した。

この決定にかんする大まかな経緯は、2001年11月20日の閣議決定に記されている。

これによれば、2001年6月25日の第3政策スクリーニング委員会⁽¹⁹⁾において老齢年金基金の対象を5人以上の被雇用者を有する登録事業所へ拡充する

ことを決め、この決定にもとづき内閣法制委員会は法律の調整に入っていた。しかし、7月17日の閣議において、タックシン首相は、前述の段階的な対象の拡大は1997年憲法の規定に抵触する可能性をもつとし、副首相、大学庁長官、労働・社会福祉省次官、保健省次官、財務省次官に再検討を指示した。そして後日、内閣法制委員会は第1段階として5人以上の事業所への拡充は憲法には抵触しないとの結論を出した(また景気回復に合わせ対象を登録企業すべてに拡大するという予定を示した)。

それにもかかわらず、11月20日の閣議決定では、すべての登録事業所に老齢年金基金の対象を拡充することになった。つまりこの時点では、タックシン首相は他の意見を押し切っても、老齢年金基金の対象の拡大を加速させようとしていたといえる。タックシン首相は、「国民皆健康保険制度」(universal medical services)、「国民皆年金制度」を公約として掲げ、国民皆健康保険制度については2002年に「30パーツ医療サービス制度」の導入を通じて達成させたことを考えると、年金についても国民皆年金制度の構築を目指していたと考えることができる。

しかし老齢年金基金の拡充の動きは2003年以降に急速に減速した。この国民皆年金制度構築への動きが減速した直接的な原因は明らかではないが、世界銀行やアジア開発銀行などの国際機関がタイの年金制度構築支援のなかで、現行の老齢年金基金が将来的に破綻するシミュレーションを提示したことが影響を及ぼしていると考えられる。たとえば、世界銀行のシミュレーションでは2027年以降に基金の収支は赤字に転じ、2049年に基金は破綻する(Niwat [2005: 247])²⁰⁾。他方、2002年以降にスペインのマドリードで開催された第2回世界高齢者会議を経て、高齢化が世界レベルで問題視されるようになったことも影響を及ぼしたと考えられる。つまり国民皆年金制度の構築は財政的に持続的ではないことが明らかになった。

その後は、老齢年金基金をめぐる議論はその対象の拡充ではなく、現行制度の持続性の確保へと変化した。2004年には社会保障事務所は積立での比率を被雇用者、雇用者ともに給与の2%から3%へ引き上げた²¹⁾。現在も拠出

積立比率の引上げ、給付率の引下げ、給付開始年齢の引上げ⁽²²⁾が検討されている⁽²³⁾。

(2) 既存の制度の統合

前述のように現行の年金制度でさえも持続が困難であることが明らかになったため、その後の年金制度改革は、現行制度の改革と、それ以外の者に対する別枠の年金制度整備と分けて議論されるようになった。既存の制度改革については、財務省財政経済事務所が中心となって具体的な検討を進めた。

2004年11月に開催された同事務所セミナーでは「二層型年金制度の改革」と題し、(1)適切な給付水準、(2)積立金の妥当性、(3)制度の持続性、(4)多様な年金制度の構築のためには、強制的な確定拠出型年金制度を導入する必要があることを示した(Ministry of Finance [2004])。つまり、民間部門の老後の生活資金確保には老齢年金基金がその役割を担うのではなく、これまでの任意加入であったプロビデントファンドを強制加入へと変更させて対応すべきとの方向が示されたのである。

この年金制度改革は、タックシン政権が国家競争力強化や国家の現代化の資金源確保を目的としたものへと変化し(現代化については本書第7章参照)、それは公的部門と民間部門の年金制度を統合する「国家年金基金」構想へと発展していった。

2005年3月23日におこなわれた所信演説でタックシン首相は以下のように述べている。第1期(2001~2005年)は経済回復と経済再建の期間であったのに対し、第2期(2005~2009年)はタイが競争力を強化し、安定的な国家となる基盤形成の期間と区分した。そして第2期の目的達成に向けた政策のひとつとして、通信や運輸などに1兆8000億バーツ(約4兆円)を投じる大型インフラ整備「メガプロジェクト」を掲げた。これらの資金源についても、同所信演説のなかで「財政規律という原則を厳格に遵守する」とし、さらに「国民の生活の安定性を維持するために国内貯蓄を奨励し、タイの投資拡大における対外資金依存を軽減する」と、対外債務や公的債務を抑えつつ、メガ

プロジェクトの資金を確保する姿勢が強調された。

2005年3月、財務省財政経済事務所のセミナーでは、前述のように民間企業の被雇用者の強制加入の基金を新たに設立することで、老齢年金基金と合わせ最終月の給与の50～60%を確保する方向性が示される一方で、公務員年金基金や公務関連職員プロビデントファンド、国営企業従業員プロビデントファンドにおける拠出比率の引き上げるとともに、それを民間企業被雇用者のプロビデントファンドと統合する「国民年金基金」構想が提示された⁽²⁴⁾。

2006年に入って国家年金基金設立の動きは加速した。その背景には、予定されていたプロジェクトの証券化や民間入札が成功しなかったこと、1998年にはGDP比で10%を超えていた家計貯蓄率は2004年には5%を下回ったことなどが影響していると考えられる。つまり、年金制度改革は、高齢期のための準備としての勤労期の貯蓄制度形成を建て前としながら、実質面では家計貯蓄率の低下に歯止めをかけるものとして、またメガプロジェクトの資金源として認識されるようになった。

国家年金基金設立のための特別委員会は2006年1月に発足し、11月には財務省に最終案を提出している。それによれば、公務員年金基金の拠出積立を月給の2%から3%へ引き上げ、民間部門のプロビデントファンドを強制加入とすることが示された。民間部門については20人以上の被雇用者を有する事業所から適用し、6年以内に10人以上の事業所に、11年以内に全事業所へと段階的に拡充していく計画が示された⁽²⁵⁾。

他方、タックシン政権下でも年金の市場化は加速した。政府は、企業のプロビデントファンド設立と基金拡大のために、拠出金、投資利益、配当給付の3段階すべての取引を課税の対象外とすることを決めた⁽²⁶⁾。また、プロビデントファンドにかんする海外での運用規制も緩和した⁽²⁷⁾。そのほか、生命保険についても、10年以上の加入を条件に最高5万パーツまでの所得税控除を認めた。このような措置により、さまざまな年金関連の積立残高は2001年の5138億パーツから2006年7月には1兆767億パーツに倍増した(表4)。

表4 各基金残高

(単位:100万バーツ)

	老齢年金 基金	公務員年 金基金	プロビデン トファンド	ミューチヤ ルフアンド	合計	GDP比 (%)
2001	132,285	158,630	222,916	-	513,831	10.1
2002	163,391	190,947	244,822	2,836	601,996	11.2
2003	211,923	239,058	287,329	7,282	745,591	12.6
2004	270,858	246,861	305,462	12,238	835,419	12.9
2005	344,604	286,749	345,896	18,456	995,704	14.2
2006/07	375,575	310,836	370,444	19,837	1,076,691	-

(出所) 財務省財政経済事務所資料より作成。

(3) 制度外の年金制度

他方、年金制度の対象外にある者については、別枠の制度構築に向けた検討が進められた。この動きは2003年以降の「制度外経済」(Nok Rabop Setthakit)にかんする議論が背景にある。この制度外経済はインフォーマルセクター(informal sector)と英訳されることが多いが、その含む領域は広く、ここでは若干説明を加えておきたい。

タクシン政権における政策課題は、国内のすべての経済活動を把握することにもおかれ、NESDBが中心になって制度外経済についての調査をおこなった。その成果はNESDBの機関誌『経済と社会』(Setthakit lae Sangkhom) 2004年第2号(NESDB [2004a])²⁸⁾、2004年6月に開催された年次総会セミナー配布資料として発表された(NESDB [2004b])。

表5は、国際労働機関(ILO)、経済開発協力機構(OECD)のインフォーマルセクターとNESDBの制度外経済の定義を比較したものである。これによれば、タイにおける「制度外経済」の対象範囲は、国際機関の規定するインフォーマルセクターよりも広い。たとえば、ILOは雇用者が10人未満の零細企業をインフォーマルセクターとしているのに対してNESDBは、雇用の規模ではなく、未登録の事業所や業種に対する関連法がないものをすべて制度外経済に含めている。またOECDは、GDP統計に対し情報の把握が十分でない、自営業や地下経済、非合法的な経済活動などをインフォーマルセクターとして

表5 国際機関・専門家の制度外経済の考え方と領域

考え方・領域	ILO	OECD	NESDB
考え方 労働者保護・貧困問題の解決に配慮する 制度外経済の情報を収集し、国民経済統計に反映させることに配慮する 適切な制度外経済の管理方法の検討を目的とする 領域 10人未満の労働者を雇用する事業 1人以上の労働者を雇用する事業 生産・サービス活動の範囲 地下 違法 政府に担当部署がない 自給自足家計 制度が適用されない分野			

(出所) NESDB [2004]

いるのに対し、NESDBは情報入手が比較的可能な農家をも制度外経済に含めている。

つまりタイにおいて制度外経済とは「インフォーマルセクター」という概念が連想させるようなマージナルな存在ではない。2002年時点で、制度外経済はGDPの4割を占め、就業人口では6割を超えるメジャーな存在なのである。

これら制度外経済にかんする議論は、制度外経済の活動を正確に把握するとともに、税制整備を通じて適切な税収を徴収するというものであった。また同時に、制度外経済においても、当該労働者の生活保障をいかに制度化するかが議論された。そのなかでの暫定的な結論は、制度外経済の経済発展への役割は積極的に評価しつつも、当該労働者への社会保障制度については、現行の制度への取込みは急がず、制度外に属する人々を対象とした独自の制度構築を目指すことが望ましいとの姿勢が示された。

たとえば、前述の『経済と社会』では、制度外経済の社会保障については

農村と都市に区分した社会保障制度構築について以下のように記している。農村については、同一地域の農業従事者グループによる小規模な社会保障制度を設置する。この同一グループに属する者は支払可能な保険料を拠出し積み立てる。その基金によるサービスは、児童手当から開始し、徐々に他の保障へと拡充していく。これはタイの伝統である地域社会の相互信頼関係を強化することを前提としており、この点では前述の家族、地域社会の強化と歩調を合わせるものである。他方、都市部に居住する制度外労働者については、業種別のグループ化を促進する。最初は所得の比較的安定しているグループから基金を設立し、徐々にその対象を拡大する。たとえばタクシー運転手や、露天商や家政婦などのグループ化がその対象として記されている（NESDB [2004a: 54-57]）。

このような制度外経済に対する年金制度の具体的設計については、財務省財政経済事務所が2005年以降検討を続けている。2005年末に、その暫定的な姿として同事務所は、地方・農村部の社会保障制度として「地域社会における福祉・高齢者基金」(Kongthun Sawatdikan lae Kan Charaphap khong Chumchon) を設立し、そのなかに年金基金を含めることを提案している（Ministry of Finance [2005]）。常住する人には基金への拠出金を強制とし、その具体的規則は地方自治体が自主的に決定する⁽²⁹⁾。また、必要に応じて中央政府、地方自治体の財源が投入される予定であるが、その方法などは未定である。他方、業種別の年金制度は、任意の確定拠出型とする案が固まりつつある。

結語 タイは福祉国家の道を歩んでいるのか

これまで、タイの高齢社会政策を、高齢者福祉と年金制度改革の側面から考察してきた。そのなかで明らかになったことは、1997年憲法以降の福祉国家形成の流れのなかでタクシン政権は高齢社会政策に取り組んできたもの

の、それは政府が福祉の主たる担い手であるという福祉国家形成とは、ほど遠いものであったということである。

第1に、高齢者福祉に対しては、政策立案や監督・監視、省庁の調整面では中央に権限を集中させる制度を整備したものの、実際の担い手としては、家族、地域社会に依存する点では従来のもとは何ひとつ変わらなかったことである。家族や地域社会の相互扶助能力の強化を目標に据えているが、頼みとする家族は核家族化し、農村では若者が流出し、地域社会には若い担い手が不足しているのが現状である。

そもそもタイにおいて相互扶助機能が確立された地域社会はあったのか、新しい地域社会を形成するのであれば、その手立ては何か、都市部で急増する制度外経済に属する人々にとって地域社会は存在するのか、など不明な点が多い。また、地域社会の開発を担当する社会開発・人間安全保障省の予算規模は小さく、さらにその開発に不可欠な地方分権化も十分に進んでいるとはいえない(地方分権については第4章参照)。

第2に、年金制度改革では、制度外経済に独自に基金を設立することで国民皆年金制度を実現する計画であるが、福祉国家の特徴のひとつである、年金の所得再分配機能は弱い。タイだけでなく、開発途上国において年金制度を通じた所得再分配の方向は、地域では都市部から農村へ、経済主体としてはフォーマルセクター(タイの場合、制度経済)からインフォーマルセクター(制度外経済)へとなされるべきであろう。しかし本章でみてきたように、タイでは都市部と農村、制度経済と制度外経済を結合する方向ではなく、むしろ分断する方向性の制度設計がなされている。

第3に、第3節3(2)で示したように、現行の年金制度改革としての国家年金基金の設立は、老齢後の生活資金確保を建前としながらも、「国家の現代化」を促進するためのメガプロジェクトの資金源として重視されていたことである。つまりタクシン政権下での国家年金基金の設立は福祉国家形成のための基盤ではなく、競争力強化のための財政を補うものとして位置付けられていた。

このようにタックシン政権下での高齢社会政策から、タックシン政権への批判のひとつである「バラマキ財政」の傾向はみられない。むしろ既存の年金制度の統合、制度外の自助的な基金の設立は、財政拡大を阻止するものとして設計されている。もっとも、開発途上国における高齢社会対策は、先進国に比べて制約要因が多いため、制度による対処が困難である。たとえば、インフラ整備や教育支出など政府が担う役割は大きく、そのなかで高齢者の生活に十分な支給水準をもつような国民皆年金制度構築は不可能といわざるをえない。タックシン政権崩壊後も、さまざまな政策が見直されるなかで、家族や地域社会を中心とする高齢者福祉、国家年金基金と制度外の自助的な基金の設立に向けた動きは受け継がれている。つまり開発途上国においては福祉国家の形成は夢物語なのかもしれない。この点から考えると、タックシン政権下での、家族や地域社会を主軸にした福祉政策、国民皆年金制度の断念は現実的な対応であり、「国家介入なき福祉戦略」という特徴をもっていたといえる。

〔注〕

- (1) 本章では、健康や衛生面など高齢者個人を対象とした政策を「高齢者政策」、年金制度や福祉制度など高齢化する社会に対する取組みを「高齢社会政策」と区分した。わが国の高齢社会白書でも、高齢社会政策を、高齢者を対象とする「高齢者政策」よりも広い概念として用いている（内閣府〔2006〕）。
- (2) この年数を倍化年数という。ちなみに、フランス115年、スウェーデン85年、アメリカ72年、イタリア63年、ドイツ40年、イギリス47年であった。
- (3) 中位推計とは出生率が1.85で収束すると仮定したものである。出生率が1.35で収束すると仮定した低位推計では倍化年数は20年とさらに短くなる。
- (4) 「社会保障法」第7章の76条、77条は老齢年金の規定である。
- (5) この30パーツ医療サービス制度は、スラユット政権下で2006年10月30日に廃止され、無償化された。
- (6) この省庁再編により、それまでの1府1省14庁体制は1府19省へ整理・統合された。
- (7) 設立にあたっては保健省、労働省、内務省から多くのスタッフが移管された。
- (8) 同法律は全24条からなる簡素なものであるが、高齢者の権利や高齢者基金の設立などを規定している。

- (9) 各省庁の担当分野と省令は大泉 [2005] を参照。
- (10) この地域社会開発の重視も1997年憲法を反映したものである。地域社会に自分たちの生活環境、伝統的な慣習・知識・文化を保護・管理する権利を与え、国民の政治参加に重要なチャンネルを与えた(末廣 [2003: 167])。
- (11) 2004年4月20日の閣議で承認。
- (12) 2004年5月18日の閣議で承認。
- (13) タイではcommunity-based welfare, area-based welfareなどと呼ばれている。
- (14) タイで最初の年金システムは1902年に公務員向けに整備された。1939年に「文民年金法」と「軍人年金法」が制定され、1951年に「公務員年金・一時金法」に統合された(Niwat [2005: 231-232])。「公務員年金・一時金法」は2005年まで23回改正されている。
- (15) 1951年公務員年金・一時金法32条。
- (16) タイの国家公務員は、大きく公務員(kharatchakan), 国家職員(phanakngan-rat), 雇員(lukjang)に区別される。その他公務関連職員とは後二者を指す。
- (17) 1996年公務員年金基金法制定の目的として、政府の財政状況に合致せず、長期的な財政計画や人材育成計画が困難になることが同法の前文に記されている。
- (18) ミューチャルフアンドのマネージャーは、リスクの異なる退職ミューチャルフアンドを提供することができ、投資家はファンドの変更やファンドマネージャーを変更することができる。ただし55歳以前での引出しは税制恩典の対象から除外する。
- (19) 政策をスクリーニングする5つの委員会のひとつ。
- (20) その他、アジア開発銀行は、2043年に破綻するシミュレーションを示し、持続的にするためには、拠出のレベルを12%以上に引き上げる必要があることを指摘した。
- (21) ただし、政府の積立は1%にとどめたままで検討されている。
- (22) 憲法では60歳以上を高齢者と定義しているが、年金支払開始年齢は、65歳へ引き上げることが議論されている。
- (23) 労働省社会保障事務所研究調査・開発課のペンシー・トライラットとのインタビュー(2006年8月4日)。
- (24) Ministry of Finance, “Thitthan Kongthun Phak Bangkhap Krathop Thun Samrong Liangchip Patjuban Yangrai” [強制積立基金政策が現行のプロビデントファンドにいかなる影響を及ぼすか], 2005年3月セミナー資料。
- (25) 財務省財政経済事務所ホームページ(<http://www.fpo.go.th>)より2006年12月31日ダウンロード。
- (26) 3段階での税金の免除(exemption)から「EEE制度」と呼ばれる。
- (27) 2004年7月20日の閣議において、公務員年金基金の資金運用について、国内

- 外の金融・資本市場の状況を勘案し、基金の資産の10%まで海外運用を認めた。
- (28) 盤国日本人商工会議所『所報』が2004年10月号から2005年9月号まで、同特集の邦訳を掲載している。
- (29) ナコンラーチャシーマ県では月50～1000パーツとし、パトゥムターニー県では月30～500パーツになっている（Ministry of Finance [2005: 30-53]）。

〔参考文献〕

< 日本語文献 >

- 浅見靖仁 [2004] 「タイにおけるソーシャル・セーフティネット」(寺西重郎編 『アジアのソーシャル・セーフティネット』 勁草書房 193-225ページ)。
- 大泉啓一郎 [2005] 「タイの人口高齢化問題」(『海外事情』 拓殖大学海外事情研究所 9月号 16-33ページ)。
- [2006] 「東アジアの高齢社会政策と日本の支援・協力のあり方 タイを事例に」(『環太平洋ビジネス情報RIM』 日本総合研究所 第6巻第22号 44-64ページ)。
- 上村泰裕 [2003] 「東アジア福祉論の構図」(上村・末廣編 [2003: 11-24])。
- 上村泰裕・末廣昭編 [2003] 『東アジアの福祉システム構築』 東京大学社会科学研究所 ISSリサーチシリーズ No.10。
- 末廣昭 [2003] 「タイの労働政策と社会保障制度 国民への拡充と制度化の試み」(上村・末廣編 [2003: 165-182])。
- [2006] 「東アジア福祉システムの展望 論点の整理」(『アジア研究』 第52巻第2号 4月 113-124ページ)。
- 末廣昭編 [2006] 『東アジアの福祉システムの行方 企業内福祉と国家の社会保障制度 論点の整理とデータ集』 東京大学社会科学研究所研究シリーズ第10号。
- 菅谷広宣 [2003] 「インドネシア・フィリピン・タイの社会保障」(広井良典・駒村康平編 『アジアの社会保障』 東京大学出版会 227-303ページ)。
- 内閣府 [2006] 『平成18年度版 高齢社会白書』 ぎょうせい。

< 外国語文献 >

- Deloitte Touche Tohmatsu [2000] 『Pension and Provident Funds Reform ,』 Bangkok: Deloitte Touche Tohmatsu.
- Khana Kammakan Songsoem lae Prasanngan Phu Sung-ayu haeng Chat [2002] “Phaen Phu-sung Ayu haeng Chat Chabap thi 2, 2545-2564” [2002～2021年第2次国家高齢者計画], Bangkok: NESDB.

- Mahidon University [2006] *Mahidon University Population Projections for Thailand, 2005-2025*, Bangkok: Institute for Population and Social Research.
- Ministry of Finance [2004] “Second Pillar Reform Options,” Bangkok: Ministry of Finance.
- [2005] “Raingan Kan Suksa Khrongkan Namrong Kan Jattang Kongthun Sawatdikan lae Kan Charaphap khong Chumchon doi Konkai khong Chumchon” [チュムチョン制度を用いたチュムチョンの福祉・年金投資基金の設立準備制度にかんする研究報告書], Bangkok: Ministry of Finance.
- National Statistical Office [2002] *Population and Housing Indicators in Thailand*, Bangkok: NSO.
- NESDB [2003] *Population Projections for Thailand 2000-2025*, Bangkok: NESDB.
- [2004a] *Setthakit lae Sangkhom* [経済と社会], No.2.
- [2004b] “Prathet Thai kap Kan Khao-su Sangkhom Phu Sung-ayu” [タイと高齢社会化], 2004年6月セミナー概要.
- [2005] “Krop Yutthasat Kan Triam Khwam Phrom Sangkhom Thai su Sangkhom Phu Sung-ayu, Pho. So. 2550-2554” [高齢社会に備えた戦略枠組 2007-2011年], Bangkok: NESDB.
- [2006] “Phaenphan Kan Phatthana Setthakit lae Sangkhom Chabap thi 10” [第10次経済社会開発計画], Bangkok: NESDB.
- Niwat Kanjanaphoomin [2005] “Pension Fund, Provident Fund and Social Security System in Thailand,” in Noriyuki Takayama ed., *Pensions in Asia*, Tokyo: Maruzen.
- Office of Prime Minister [2005] “Phaen Kanborihan Ratchakan Phaendin Pho.So.2548-2551” [国家行政サービス計画 2005～2008年], Bangkok: Office of Prime Minister.
- Social Security Office (SSO) [2005] “Social Security Scheme in Thailand,” mimeo, Bangkok: SSO.
- Suwit Wibulpolprasert ed. [2005] *Thailand Health Profile*, Bangkok: Ministry of Public Health.